

告 示

埼玉県告示第六百九十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和七年九月十六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

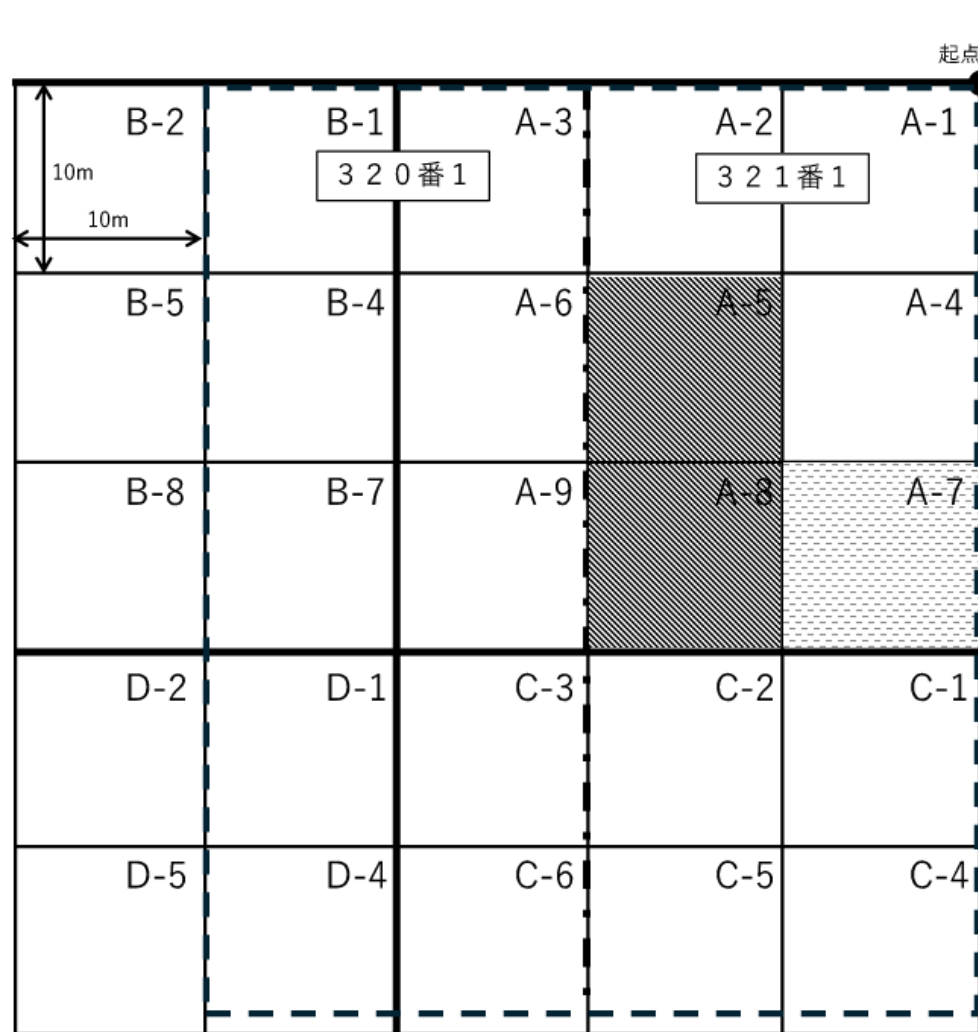
一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県朝霞市大字台字桐ノ木三百二十一番一の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン、一・二―ジクロロエチレン、トリクロロエチレン並びにふつ素及びその化合物

別図



【起点】

起点は朝霞市大字台字桐ノ木321番1の最北端とする。

【格子の回転角】

29° 48' 52"

起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びに、これらと並行して10m間隔で引いた線より構成される区画線を起点を支点に回転させた角度を示す。

【凡例】

敷地境界 -----

30m格子 =====

単位区画 =====

地番境界 -.-.-.-.-

形質変更時要届出区域

・クロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン

・ふっ素及びその化合物

